

## 一般質問通告書

提出年月日	令和6年11月13日		議席番号	3	氏名	山本 しのぶ				
相楽広域行政組合議会議長様	受理		令和6年11月13日 16時53分							
質問事項	質問要旨									
相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のために	<p>近年、高齢者（特に一人暮らし）や社会経験の少ない若者を狙った消費者トラブルが年々増加しています。これらのトラブルから住民を守るためにには、消費生活センターが欠かせません。</p> <p>相楽消費生活センターでは、相楽地域に在住、在勤、在学の方から、消費生活に関するトラブルなどの相談を受け、相談者への助言をはじめ、事業者へのあっせんなどの相談業務や消費者被害の未然防止のための消費生活出前講座や消費生活講座の開催などの啓発業務を担っており、住民のセーフティーネットとなっています。</p> <p>また、ヒアリングフレイル、すなわち聞き取る機能の衰えでお困りの方も増えています。「補聴器を購入したいと考えているけれど、相談できるところがよくわからない」「音はわかるが、言葉の聞き取りができなくて…」といった悩みは多くの方が経験されています。こんな時に頼りになるのが、聴覚言語障害センターの実施する「きこえの相談会」です。</p> <p>相楽会館の改築にあたり、令和7年度に解体工事、令和8年度に建設工事が行われます。この間約2年間、相楽消費生活センターをそらく衛生センター（旧名称：大谷処理場）に仮移転した場合や聴覚言語障害センターについても、公共交通機関による来所ができない施設に仮移転した場合は、市民福祉サービスが低下してしまいます。</p> <p>そこで、以下の通り質問いたします。</p> <p>(1) 消費生活センターの仮移転先を伺います。</p> <p>(2) 相楽聴覚言語障害センターの仮移転先を伺います。</p> <p>(3) 消費生活センターの利用件数、利用年齢層について伺います。</p>									

## 一般質問通告書

提出年月日	令和6年11月13日	議席番号	8	氏名	坪井 久行				
相楽広域行政組合議会議長様	受理	令和6年11月14日 8時30分							
質問事項	質問要旨								
火葬場・霊園について	<p>現在、相楽圏域においては、火葬場・霊園が存在せず、圏域外の飯盛や宇治市、奈良市などの斎場を利用せざるをえない状況である。しかし、構成市町村における火葬場や火葬にかかる補助金交付制度がないため、火葬場がある市の住民に比べて6～10倍もの利用料負担があり、身近な相楽圏域で相応の利用料で使える火葬場・霊園の建設を求める声が強く出されている。</p> <p>本来、墓地、埋葬等に関する法律では、基礎自治体には、火葬を行う責務が求められており、相楽圏域では、毎日約3人が死亡しており、今後も人口増が見込まれることから、当該圏域において、火葬場・霊園の建設が望まれている。</p> <p>歴史的には、本行政組合においては、平成8年2月26日に「相楽郡内における環境施設整備に関する確認書」で市町村の役割分担がされ、火葬場・霊園については、加茂町域で新設とされた。さらに、木津川市合併の後の平成20年4月28日の広域事務組合理事会においても、「同確認書」に基づく各市町村の責任と役割が改めて確認されている。</p> <p>今日、こうした火葬場をめぐる社会的状況や歴史的経過を踏まれば、相楽5市町村のトップが同意されている「確認書」に基づき、木津川市の加茂町域において、火葬場・霊園を前向きに検討すべきではないか。</p> <p>もちろん、建設にあたっては、当該地域の住民感情を考慮して、十分な理解と協力を得るご努力とともに、財源については、人口比も考慮しつつ自治体負担を検討すると同時に、国や府に相応の支援を求める本組合の特段のご努力が必要なことは言うまでもないことである。</p> <p>但し、諸課題の克服のためにそれなりの期間を要するならば、その期間の住民の経済的負担の軽減のために、暫定的な措置として、相楽圏外の他の火葬場・霊園への期間限定の加入への申入れや、又は、圏外の近隣市町村で実施されているような火葬場や火葬にかかる補助金交付制度の創設を検討されたらいかがかと、提案するものである。</p> <p>以上、火葬場・霊園に関する相楽圏域住民の切なる願いに応えられ</p>								

るよう、本行政組合の真摯で賢明なご検討を望むものであるが、見解を伺う。